２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千六百九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第１項の規定に基づき、次のように生産業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十三日

農林水産大臣　武部　新

１　生産業者の住所の変更

登録番号　生第92415号、生第92416号、生第93772号

変更前　東京都中央区京橋一丁目15番１号

変更後　東京都中央区京橋一丁目７番１号

登録番号　生第109166号、生第109167号

変更前　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目７番27号

変更後　福岡県福岡市西区大字太郎丸790番地１

○農林水産省告示第千六百十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第１項の規定に基づき告示する。

令和八年十月二十三日

農林水産大臣　武部　新

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
輸第106127号	液体微量要素複合肥料	シンライA	日本カーリット株式会社	東京都中央区京橋一丁目17番10号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○最高裁判所告示第八号

民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与における本人確認方法に関する要綱を定める件（令和八年最高裁判所告示第五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和八年十月二十三日

最高裁判所

第二号の次に次の二号を加える。

三　規則第一条第三項又は第二条第二項の規定により識別符号を付与されている者が更に規則第一条第一項の規定による届出を行う場合　当該者に付与されている識別符号を裁判所に提供させる方法

四　刑事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和八年最高裁判所規則第十四号）第一条第三項若しくは第四項又は第二条第二項の規定により識別符号を付与されている者が規則第一条第一項の規定による届出を行う場合　当該者に付与されている識別符号を裁判所に提供させる方法

○最高裁判所告示第九号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第三条第１項本文に規定する最高裁判所の定める刑事事件を次のとおり定めたので、告示する。

令和八年十月二十三日

最高裁判所

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号。以下「法」という。）附則第三条第１項本文に規定する最高裁判所の定める刑事事件は、次に掲げる事件以外のものとする。

一　法の施行の日から令和九年五月九日までの間においては、次に掲げる事件

イ　別表第一に掲げる罪に係る事件であって、法の施行の日から令和九年五月九日までの間において別表第二の一に掲げる裁判所に対して公訴の提起があった事件

ロ　イに定める罪に係る事件であって、司法警察職員（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号。以下「刑事訴訟法」という。）第百九十条に規定する司法警察職員として職務を行うべき者を除く。）又は検察官若しくは検察事務官（以下「司法警察職員等」という。）がイに定める期間においてイに定める裁判所又は当該裁判所の裁判長若しくは裁判官に対して申立て、請求その他の申述をするもの（イに掲げる事件及び起訴状の提出により公訴の提起があった事件を除く。）

二　令和九年五月十日から同年六月十三日までの間においては、次に掲げる事件

イ　前号イに掲げる事件及び令和九年五月十日から同年六月十三日までの間において別表第二の一に掲げる裁判所に対して公訴の提起があった事件

ロ　司法警察職員等がイに定める期間においてイに定める裁判所又は当該裁判所の裁判長若しくは裁判官に対して申立て、請求その他の申述をする事件（イに掲げる事件及び起訴状の提出により公訴の提起があった事件を除く。）

ハ　別表第一に掲げる罪に係る事件であって、イに定める期間において別表第二の二に掲げる裁判所に対して公訴の提起があった事件

ニ　ハに定める罪に係る事件であって、司法警察職員等がイに定める期間においてハに定める裁判所又は当該裁判所の裁判長若しくは裁判官に対して申立て、請求その他の申述をするもの（ハに掲げる事件及び起訴状の提出により公訴の提起があった事件を除く。）

三　令和九年六月十四日から同年七月十一日までの間においては、次に掲げる事件

イ　前号イに掲げる事件及び令和九年六月十四日から同年七月十一日までの間において別表第二の一に掲げる裁判所に対して公訴の提起があった事件

ロ　司法警察職員等がイに定める期間においてイに定める裁判所又は当該裁判所の裁判長若しくは裁判官に対して申立て、請求その他の申述をする事件（イに掲げる事件及び起訴状の提出により公訴の提起があった事件を除く。）

ハ　前号ハに掲げる事件及びイに定める期間において別表第二の二に掲げる裁判所に対して公訴の提起があった事件

ニ　司法警察職員等がイに定める期間においてハに定める裁判所又は当該裁判所の裁判長若しくは裁判官に対して申立て、請求その他の申述をする事件（ハに掲げる事件及び起訴状の提出により公訴の提起があった事件を除く。）